

長周期地震動に関する情報のあり方 検討会 (第4回)

議 事 次 第

日時 : 平成24年3月27日(火)
10:00~12:00
場所 : 気象庁講堂

1. 開 会
2. 議 題
長周期地震動に関する情報のあり方に関する報告の議論 等
4. 閉 会

(配布資料)

資料番号なし : 座席表、名簿

資料 : 長周期地震動に関する情報のあり方報告書(案)

委員名簿（◎：座長、○：副座長）

◎翠川三郎 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授

○福和伸夫 名古屋大学大学院環境学研究科教授

青井 真 （独）防災科学技術研究所観測・予測研究領域地震・火山防災研究ユニット
地震・火山観測データセンター長

飯場正紀 （独）建築研究所構造研究グループ長

井上勝徳 国土交通省住宅局建築指導課長

越智繁雄 内閣府参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）

金子美香 （株）大崎総合研究所研究部長

川島一彦 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授

北村春幸 東京理科大学理工学部教授

小鹿紀英 （株）小堀鐸二研究所副所長

座間信作 総務省消防庁消防研究センター火災災害調査部長

寺田博幹 文部科学省研究開発局地震・防災研究課長

西山 功 国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部長

久田嘉章 工学院大学建築学部教授

山口英樹 総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

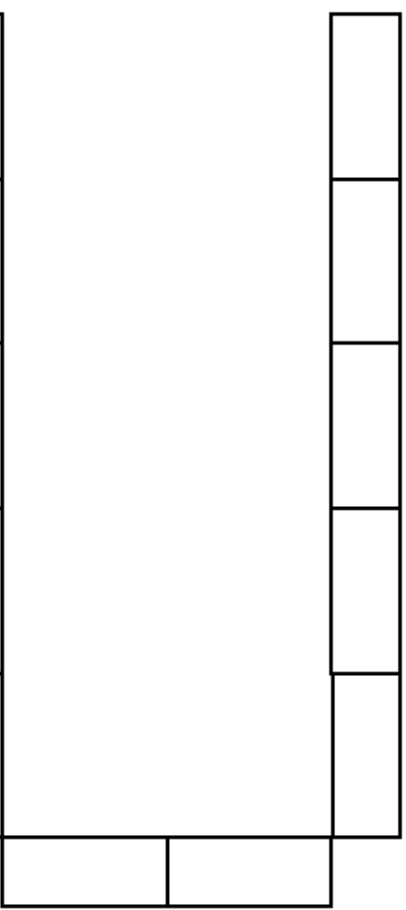
横田 崇 気象庁気象研究所地震火山研究部長

（事務局）気象庁地震火山部地震津波監視課

長周期地震動に関する情報のあり方検討会 座席表

座長

- 青井 委員
- 飯場 委員
- 井上 委員
- 越智 委員
- 福和 委員
- 翠川 委員
- 金子 委員
- 川島 委員
- 北村 委員
- 小鹿 委員



- 座間 委員
- 寺田 委員
- 西山 委員
- 久田 委員

- 山口 委員
- 横田 委員
- 上垣内管理課長
- 羽鳥長官
- 宇平地震火山部長
- 土井地震予知情報課長
- 永井地震津波監視課長
- 松下地震津波監視課長補佐

説明者

事務局

傍聴席

出入口

受付

ステージ

スクリーン

長周期地震動に関する情報のあり方検討会運営要綱

(目的)

第1条 長周期地震動について防災情報の対象とする地震動の特徴や評価手法を整理するとともに、適切な情報のあり方を検討するため、長周期地震動に関する情報のあり方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 検討会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 防災情報の対象とする長周期地震動の特徴の明確化
- (2) 被害を把握するために有効な長周期地震動の評価手法
- (3) 長周期地震動に関して気象庁が作成し提供する情報のあり方
- (4) その他、長周期地震動に関して検討の必要な事項

(検討会の構成)

第3条 検討会は、学識経験者及び関係機関の職員からなる委員で構成する。

- 2 検討会に座長を置く。
- 3 座長は検討会の会務を総理する。
- 4 座長は委員の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- 5 座長は、検討会の議題等により必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 6 座長が出席できない場合は、委員の中から座長代理を気象庁地震火山部長が依頼する。

(資料の公開)

第4条 検討会の資料及び議事概要については、原則として一般に公開するものとする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討会に諮ったうえで検討会の資料及び議事概要の一部または全部を非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、気象庁地震火山部地震津波監視課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの外、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

この要綱の施行期間は、平成23年11月14日から検討会の検討が終了するまでとする。